

津山市人づくり事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津山市の活力あるまちづくりに必要な人材育成を行う自主的な研修活動を支援するため、津山市人づくり事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成基準)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、津山市内に所在する団体、グループ等とし、交付対象事業、交付対象経費及び助成額は、別表第1のとおりとする。

(申請及び交付)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、津山市人づくり事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を付して津山市人づくり事業運営委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の申請があったときは、必要に応じて人づくり事業運営委員会（以下「委員会」という。）に諮問し、その答申を受けて、助成金の交付の可否及び助成額を決定し、その結果を津山市人づくり事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により前項の規定により申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3 助成金は、精算払又は概算払いの方法により交付するものとする。

4 会長、副会長及び事務局の事前審査により申請内容が助成基準に満たないと認められた場合は、委員会に諮問することなく不採択とすることができる。

5 会長、副会長及び委員は、委員会の審査に係る申請者（申請者が団体である場合にあつては、その代表者又は役員）であるとき、又は当該申請者と直接の利害関係にあるときは、その審査には参加することはできない。ただし、委員会の同意があつた場合は、この限りではない。

(実績報告)

第4条 助成金の交付決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業終了後1ヶ月以内に、実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 事業者は、会長の求めに応じて報告会等で報告しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年9月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

研修助成基準

<p>助成金交付対象 団体</p>	<p>津山市内に所在する団体、グループ等。 (例 学校関係、NPO 法人、商工会団体、産業関係団体、地域団体等)</p>
<p>助成金交付対象 事業</p>	<p>津山市の活力あるまちづくりに有益で、市民の持つ多様な能力の開発や人材育成に繋がる研修事業であり、必要性、重要性が高く、継続的な効果が期待できるもの。 研修等の参加者は、津山市在住または在勤の者が3分の2以上であること。 津山市人づくり事業運営委員会の属する年の交付決定の翌日から当該年度末日に実施される事業であること。</p>
<p>助成金交付対象 経費</p>	<p>助成金交付対象事業（施設、設備等の設置事業を除く）の実施に要する経費で会長が認定したもの。 (例) 講師謝礼金、会場使用料等</p>
<p>助成額</p>	<p>助成金交付対象経費の内、国・県・市等の補助金額を控除した額の3分の2以内で、予算の範囲内において会長が決定した額。ただし、50万円を上限とする。</p>
<p>その他</p>	<p>同一団体においては、原則として助成金の交付は年度内に1回とする。 同一団体が実施する同一事業においては、助成金の申請は原則として通算3回を上限とする。 営利活動、宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業、又は、自社のみでの研修事業は助成の対象としない。</p>
<p>審査基準</p>	<p>津山市人づくり事業助成金審査基準のとおり</p>

津山市人づくり事業助成金審査基準

1 審査項目

申請された事業の審査は、次の4つの審査項目の中の各評価項目を考慮して行う。

(1) 事業目的の適格性（12点）

【必要性】

申請された事業は、津山市人づくり事業にとって必要性、重要性の高いものか

【自主性】

申請された事業は、自主性が高く、団体の構成員が自発的に取り組むものとなっているか

【公益性】

申請された事業は、広範な地域の利益の増進に寄与する事業か

(2) 事業活動の成果と期待度（8点）

【費用対効果】

申請された事業は、目的、事業内容と経費のバランスがとれているか

【有効性】

申請された事業は、その活動による効果が期待できるか

(3) 事業の計画性と実施体制（12点）

【自立性】

団体の構成員や組織、財政的基盤が安定しており、継続的活動が期待できるか

【専門性】

団体には当該事業を実施する上での専門的な知識や経験を有している人材がいるか

【実現性】

申請された事業は、計画どおりに実施される可能性が高いか

(4) 事業の発展性（4点）

【発展性】

申請された事業は、他の模範となり、波及効果が期待できるか

2 審査方法

- (1) 委員は、上記の審査項目について、次の5段階により得点をつける。
- ① 非常に期待できる 4点
 - ② 期待できる 3点
 - ③ 普通 2点
 - ④ あまり期待できない 1点
 - ⑤ 全く期待できない 0点
- (2) 委員会は、集計の結果を総合的に判断して助成事業として採択すべき事業を決定する。ただし、委員全員の平均得点が36点満点中21.6点未満となった事業は、原則として助成事業として採択しない。
- (3) 委員が申請に係る団体等の代表者又は役員等に就任している場合には、当該委員は、当該申請に係る事業の審査に加わらないものとし、審査項目ごとの得点については、他の委員の平均点を当該委員の得点とみなして加算する。
- (4) 次に該当する事業または団体が申請した場合は、審査対象から除外するものとする。
- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動または団体
 - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動または団体
 - ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動または団体

津山市人づくり事業助成金交付事業審査シート

※各項目を4点満点で審査

審査大項目	小項目	審査基準	点数	特記事項
事業目的の 適格性 (12点)	必要性	申請された事業は、津山市人づくり事業にとって必要性、重要性の高いものか		
	自主性	申請された事業は、自主性が高く、団体の構成員が自発的に取り組むものとなっているか		
	公益性	申請された事業は、広範な地域の利益の増進に寄与する事業か		
事業活動の 成果と期待度 (8点)	費用対効果	申請された事業は、目的、事業内容と経費のバランスがとれているか		
	有効性	申請された事業は、その活動による効果が期待できるか		
事業の計画性 と実施体制 (12点)	自立性	団体の構成員や組織、財政的基盤が安定しており、継続的活動が期待できるか		
	専門性	団体には当該事業を実施する上での専門的な知識や経験を有している人材がいるか		
	実現性	申請された事業は、計画どおりに実施される可能性が高いか		
事業の発展性 (4点)	発展性	申請された事業は、他の模範となり、波及効果が期待できるか		
		合計		36点満点中